

三 土 第 21 号
令 和 2 年 10 月 30 日

関係各位 様

福井県三国土木事務所長
(公印省略)

通行の禁止(制限)について(報告)(通知)

このことについて、道路法第46条の規定に基づき下記のとおり通行の禁止(制限)を行いますので報告・通知します。

路 線	一般県道 三国金津線	
場 所	あわら市下番から中番	
禁止(制限)の理由	歩道整備工事 31-03-1706H	
期 間	令和 2年 10月 許可日 9時00分から 令和 3年 3月 12日 17時00分まで	
禁止(制限)の対象および方 法	終日片側交互通行・終日大型車全面通行止め(迂回路あり・路線バスとスクールバスは通行可)・歩行者通行止め(迂回路あり) 全面(人を含む)諸車 大型車全面通行止めの期間 11月30日~3月12日	
迂回路の有無	有	
施 工 機 関	機 関 名	三国土木事務所 道路課 三国・あわらG 前川主任
	連 絡 先	直通82-1118
請 負 業 者	住 所	〒910-4134 あわら市上番40-12-29
	氏 名	本荘建設有限会社 代表取締役 山田 君子
	担 当 者	西野 77-3113

位置図

